

統計委員会令（平成十九年九月二十五日政令第三百号）

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（部会）

第一条 統計委員会（以下「委員会」という。）は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができます。

（議事）

第二条 委員会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したものとの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

（庶務）

第三条 委員会の庶務は、内閣府大臣官房企画調整課において、総務省政策統括官（総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）第十四条第二号に掲げる事務を分掌するものに限る。）の協力を得て処理する。

（雑則）

第四条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、統計法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十九年十月一日）から施行する。

（統計審議会の委員の任期）

第三条 この政令の施行の日の前日において統計審議会の委員である者の任期は、前条の規定による廃止前の統計審議会令第三条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(委員会の所掌事務に関する経過措置)

第四条 委員会は、統計法第四十五条に規定するもののほか、同法の施行の日の前日までの間、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第一条及び第一条の三、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和二十六年政令第百二十七号）第二条第三項並びに統計報告調整法施行令（昭和二十七年政令第三百九十六号）第一条の二の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。